

## 令和4年度 過誤申立 年間スケジュール

通常過誤			
過誤申立書の提出 締切日	正しい請求を行う 締切日	例月請求分から過誤申立 分が差し引かれて支払わ れる日	過誤申立後の正しい請求 分が支払われる日
事業所→堺市への締切	事業所→国保連	国保連→事業所	国保連→事業所
<b>4月5日</b> (3月審査分以前まで可)	5月10日 (5月審査)	5月25日頃	6月25日頃
<b>5月6日</b> (4月審査分以前まで可)	6月10日 (6月審査)	6月25日頃	7月25日頃
<b>6月7日</b> (5月審査分以前まで可)	7月10日 (7月審査)	7月25日頃	8月25日頃
<b>7月5日</b> (6月審査分以前まで可)	8月10日 (8月審査)	8月25日頃	9月25日頃
<b>8月5日</b> (7月審査分以前まで可)	9月10日 (9月審査)	9月25日頃	10月25日頃
<b>9月6日</b> (8月審査分以前まで可)	10月10日 (10月審査)	10月25日頃	11月25日頃
<b>10月4日</b> (9月審査分以前まで可)	11月10日 (11月審査)	11月25日頃	12月25日頃
<b>11月7日</b> (10月審査分以前まで可)	12月10日 (12月審査)	12月25日頃	1月25日頃
<b>12月6日</b> (11月審査分以前まで可)	1月10日 (1月審査)	1月25日頃	2月25日頃
<b>1月5日</b> (12月審査分以前まで可)	2月10日 (2月審査)	2月25日頃	3月25日頃
<b>2月3日</b> (1月審査分以前まで可)	3月10日 (3月審査)	3月25日頃	4月25日頃
<b>3月7日</b> (2月審査分以前まで可)	4月10日 (4月審査)	4月25日頃	5月25日頃

同月過誤		
過誤申立書の提出 締切日	正しい請求を行う 締切日	例月請求分と過誤申立分 とを差引調整した後の金 額の支払日
事業所→堺市への締切	事業所→国保連	国保連→事業所
<b>4月15日</b> (3月審査分以前まで可)	5月10日 (5月審査)	6月25日頃
<b>5月19日</b> (4月審査分以前まで可)	6月10日 (6月審査)	7月25日頃
<b>6月17日</b> (5月審査分以前まで可)	7月10日 (7月審査)	8月25日頃
<b>7月19日</b> (6月審査分以前まで可)	8月10日 (8月審査)	9月25日頃
<b>8月19日</b> (7月審査分以前まで可)	9月10日 (9月審査)	10月25日頃
<b>9月15日</b> (8月審査分以前まで可)	10月10日 (10月審査)	11月25日頃
<b>10月19日</b> (9月審査分以前まで可)	11月10日 (11月審査)	12月25日頃
<b>11月17日</b> (10月審査分以前まで可)	12月10日 (12月審査)	1月25日頃
<b>12月14日</b> (11月審査分以前まで可)	1月10日 (1月審査)	2月25日頃
<b>1月19日</b> (12月審査分以前まで可)	2月10日 (2月審査)	3月25日頃
<b>2月15日</b> (1月審査分以前まで可)	3月10日 (3月審査)	4月25日頃
<b>3月17日</b> (2月審査分以前まで可)	4月10日 (4月審査)	5月25日頃